

シンポジウム概要

平成 23 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

シンポジウム名	NACS シンポジウム 東日本大震災被災者復興支援 「大震災後の多重債務者問題を考える」～大震災後の新たな多重債務者問題の実態と今後の効果的な行政・事業者・消費者の取組み～
主催	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (NACS)
後援	経済産業省 消費者庁 東京都大田区
開催場所	大田区消費者生活センター大集会室
対象	一般消費者、学生、中小企業経営者、個人事業者、相談員、FP、金融機関従事者等
参加者数	165 名（プラス講師及びパネリスト 7 名）
	
基調講演	 <p>弁護士 宇都宮 健児氏</p> <p>「東日本大震災と日本弁護士連合会の取り組みについて」</p> <ol style="list-style-type: none">1. 災害対策本部の設置 今般の東日本大震災は地震、津波さらに原発事故と、深刻で広範囲な被害をもたらした。日弁連では3月11日に災害対策本部を立ち上げ、3月末まで被災地を視察。避難所にいる被災者は高齢者や弱者が多く、生活費をどう調達するのか問題となっている。2. 被災者向け無料法律相談の実施 日弁連では全国 13 弁護士会の協力を得て、被災地で無料法律相談を実施。特に宮城県では避難所を回り相談に乗った。また被災者の避難先である新潟県や埼玉県でも無料相談を実施した。被災者は、震災で流され

	<p>たり使用できなくなったりした住宅、自動車、船、漁具、生産設備のローンの支払いに極めて強い不安を持っている。今までのローンを抱えたままで新たなローンを組むという二重ローンも発生している。二重ローンはマイナスからのスタートであり、人間らしく生きていくことが困難になる。</p> <p>3. 被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に向けた政策・立法提言被災者が生活政権に向けて希望をもてるような政策を！</p> <p>(1) 第一次緊急提言・・・①コミュニティの維持・再生・発展②二重ローン等不合理な債務からの解放③生業・就業場所・機会の確保</p> <p>(2) 原発事故関係の提言・・・①原子力保安院は経済産業省から独立②発電・送電の分離③原発事故の被害救済のためのスキーム作り</p> <p>(3) 二重ローン問題に関する提言=平成の徳政令→被災者や地場産業、それらに融資する金融機関が全て立ち直らなければコミュニティは再生しない。①金融機関の債務免除の促進②債権買取機構の利用③国や自治体等による土地の買い取り</p> <p>☆連帯保証人不要の年1.5%程度の低利の融資（保証人がつく場合は年利0%）が必要。被災者はストレスが溜まっている。役所が避難所に出向き、自治体が中心となって被災者に十分な手当てをするべきだ。</p>
<p>パネルディスカッション</p>	<div data-bbox="587 1086 1232 1281" data-label="Image"> </div> <p>(パネラーと意見テーマ及び主旨・・・発言順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NACS 理事 消費者相談・ADR 委員会委員長 唯根 妙子 <div data-bbox="1107 1361 1292 1532" data-label="Image"> </div> <p>「今、相談現場に寄せられる多重債務者問題」</p> <p>震災以降、「残業やボーナスのカットで収入が減った消費者からローンの返済が困難」と言う相談や、「隣家の瓦が落ちて新車を破損したが地震が原因なので保険がきかない」、「知人の借金の連帯保証人になっているが知人が行方不明になり、借入先から返済するよういわれた」などの震災がらみの相談が増えている。消費生活相談の課題と限界を実感している。</p>

金融庁監督局総務課金融会社室課長補佐

松井 正人氏

「貸金業者の監督実務と日本貸金業協会相談・紛争
解決センターについて」



サラ金問題がきっかけに「貸金業の規制等に関する法律」が制定され、平成 18 年に多重債務問題を背景に改正貸金業法が公布され平成 22 年 6 月までに施行された。



3 月 24 日貸金業協会では被災した利用者の借り入れ返済についての相談窓口を設置し、会員に対して①被災者からの借り入れ申込みや支払い条件の変更申し込みについての丁寧な対応②回収業務はカウンセリング中心としたものにするを依頼。金融庁も、生活の立て直しが第一との観点から、貸金業協会に対して、被災者からの資金需要や条件変更適切に応えるよう要請。相談窓口として「貸金業相談・紛争解決センター（ADR）」の紹介あり。

- ・ 経済産業省商務流通グループ取引信用課長補佐
相川 祐太氏



「クレジット分野における東日本大震災にかかる取組について」

1. 割賦販売法の概要・・・主な規定（クレジット業者の登録・クレジット業者に対する抗弁権・過剰与信防止義務・クレジットカード情報の保護・自主規制）について説明
2. 震災後の行政による取組・・・クレジット業者に対して①被災者へのクレジットカードの迅速柔軟な再発行②クレジットの支払い条件の変更等の柔軟な対応③生活必需品等購入の際には、カード上限の例外規定の適用など柔軟な対応④加盟店管理の徹底、を要請。政府広報で(社)日本クレジット協会の専用相談窓口の電話番号を、官邸ホームページでクレジット会社の相談窓口一覧を掲載。クレジットカードのショッピング枠の現金化に関して注意喚起。
3. クレジット協会として被災者専用相談窓口を設定。各社相談窓口一覧を作成配布。

	<ul style="list-style-type: none"> ・オリックス(株)法務・コンプライアンス部長 小池 正昭氏  <p>「コンプライアンス体制について : 金融サービスの提供者として」</p> <p>企業にコンプライアンスの意識があれば人間としてひどいことはできないはず。コンプライアンス業務が誠実かつ崇高な企業活動を支える。当社は法令を遵守した行動をとっており絶えず企業理念に即した行動をとり社会貢献が行動規範。昨年10月1日より貸金業ADRと契約。3月14日の貸金業協会の要請を受け、罹災時の取立ては柔軟に状況に応じてという対応をしている。社員を被災地にボランティア派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社)日本臨床心理士会千葉県臨床心理士会幹事  <p>石川 雅子氏</p> <p>「再発防止に必要な多重債務者へのサポート について」</p> <p>臨床心理士は日本で2万人強おり、医療・産業・福祉の分野で活動。3月23日に「東日本大震災心理支援センター」を立ち上げ、被災者への支援活動を支えている。「弱いこと、苦しいは言っはいけない」、「相談することは恥ずかしい」と思っはいけない。長期のストレス、風評被害、支援環境からの孤立は治療が必要なストレス障害になる。被災者に寄り添う、木目細かいケアが大切。</p>
<p>質疑応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の大災害で住宅ローンの問題が一番大きいと思う。二重ローンではなく、ローンが残っている住宅をローン付で住宅買取機構が買い取り、新しい住宅は山側の高い地域に建て、海の近くを買い取って漁業の整備をしたらどうか。 ・ Q : 多重債務で連携の必要性と言われるが、どのように連携されているのか。 A : 金融庁を初め、地方自治体でも多重債務の相談窓口を設けている。また、講師派遣等もおこなっている。 消費者相談窓口では多重債務の相談に関して、どこまであっせんするかについては各市町村で違う。解決に向けて、弁護士会、簡易裁判所等と連携をとっているが、心のケアに関してのつながりはなかった。カウンセリングの必要な相談者も増えている、連携の必要性を感じている。 ・ 多重債務に関しては、先ず救済、次に再生支援、家計管理の

	<p>カウンセリングが必要。多重債務は減っている。過剰、過重債務が増えている。今まではローンを払ってこられたが二重ローンも含め、今後払えない人が増える。阪神大震災では公的な融資を低い金利で受け付けるのに精一杯だった。次の一步を今後考えていくことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアで被災地に行っている。商店街や飲食店街は閉まっている。家を建てればよいということではない。町をどう再生させていくか、市の方針を出すべきだと思う。 
感想	<p>公益社団法人NACSが東日本大震災被災者復興支援としてできることの一つが「情報発信」である。その目的でシンポジウムを開催し、会場で義損金を募った。各パネラーがそれぞれの立場から具体的な取り組み、課題について意見を述べられ、相談先の情報提供もあり、大変有意義なシンポジウムとなった。</p>
義援金	<p>合計52,888円の義援金をいただきました。 義援金は日本経済新聞社を通じて 日本赤十字社に送りました。 ご協力いただきありがとうございました。</p> 
司会	<p>経済ジャーナリスト・アナウンサー 浜田 節子 氏</p> 
